

様式第 12（第37条第 1 号関係）（平17財文科厚労農水経産環省令 2 ・全改）

※ Living modified organisms（遺伝子組換え生物等であること） Destined for contained use（拡散防止措置の下での利用を目的とする）
※※ Requirements for the safe handling, storage, transport and use（安全な取扱い、保管、輸送及び利用に関する要件）
※※※ The contact point for further information, including the name and address of the individual and institution to whom the living modified organisms are consigned（追加的な情報のための連絡先） (1)Name, address and contact details of the exporter（輸出者の氏名又は名称、住所又は所在地及び連絡先についての詳細） Name（氏名又は名称） Address（住所又は所在地） Tel, telex or fax number（電話、テレックス又はファクシミリの番号） Contact person（連絡責任者） (2)Name, address and contact details of the importer（輸入者の氏名又は名称、住所又は所在地及び連絡先についての詳細） Name（氏名又は名称） Address（住所又は所在地） Tel, telex or fax number（電話、テレックス又はファクシミリの番号） Contact person（連絡責任者）

(注)

- ※の欄には、遺伝子組換え生物等の名称を括弧書で記入すること。また、経済協力開発機構（OECD）において商業化段階にある遺伝子組換え植物に適用されるものとして開発された識別記号等の国際的な識別記号が付されているものにあつては、その記号を括弧内に記入すること。
- ※※の欄には、輸出しようとしている遺伝子組換え生物等が、危険物輸送に関する国連勧告、国際植物防疫条約又は国際獣疫事務局における国際家畜衛生規約において措置が求められているものである場合には、これらの勧告等における区分又は措置の内容を記入すること。これらの措置が求められていない場合には、その旨記入すること。
- ※※※の欄の(2)の輸入者の項には、輸入者が仕向先と異なる場合には、その仕向先である個人又は団体の氏名又は名称、住所又は所在地及び連絡先についての詳細を併せて記入すること。

4. 書類の記入については、英文のタイプ印書又はブロック体の大文字のペン書きとすること。記入内容を消したり、修正液等を上に塗ったり、訂正してはならないこと。